

告 示

埼玉県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイトプロ川越店

埼玉県川越市福田千十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 小売業者の変更により、店舗改装等の諸工事が行われることが想定されます。それに伴い、工事車両の出入りなど、店舗前面道路（歩道）などの歩行者の通行の危険性が增大することが考えられます。つきましては、工事の際、車両出入り口に誘導員を配置するなど、児童、生徒の安全面での十分な配慮をお願いいたします。

(2) 立体駐車場の二階部分の駐車場へのアクセスについて、以前の店舗と上り下りが逆となり、混乱が予想されることから、運転手にわかりやすく、視認性が良い看板の設置や案内をお願いいたします。

出口への案内についても運転手に混乱が生じないような配慮を願います。

(3) 平面駐車場について、ラバーポールや看板等の設置、適切な路面表示を行うことにより、利用者への配慮をお願いします。

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年五月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター